

日本海洋政策学会第12回年次大会

1875(明治8)年のHMS Challenger号
による日本周辺海域における海洋観測
活動と明治政府の対応について

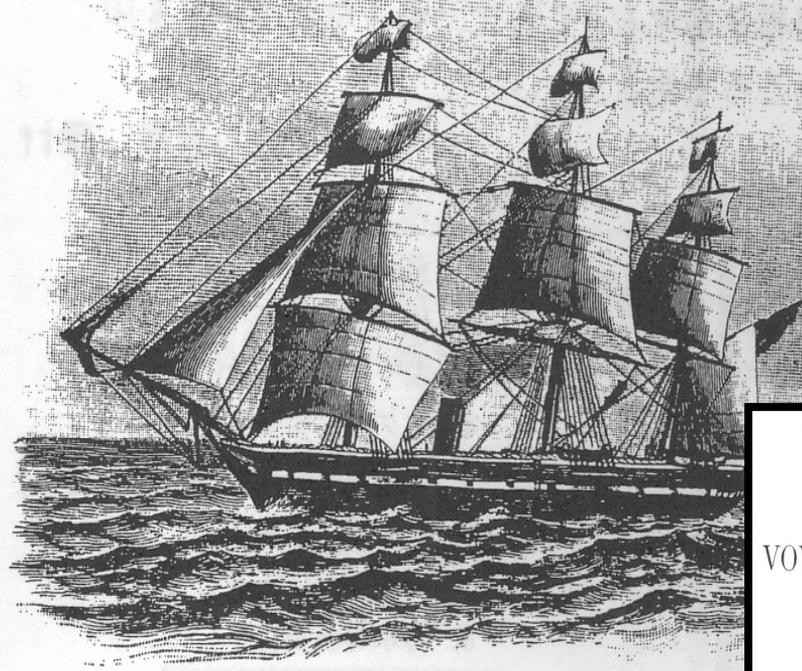
2020年12月3日(木)

中原 裕 幸

神戸大学客員教授・横浜国立大学講師

nakahara0304@gmail.com

HMS Challenger号とそのReport集



REPORT ON THE SCIENTIFIC RESULTS OF THE VOYAGE OF H.M.S. CHALLENGER DURING THE YEARS 1872-76

UNDER THE COMMAND OF
CAPTAIN SIR GEORGE S. NARES, R.N., F.R.S.,
AND THE LATE
CAPTAIN FRANK TOURLE THOMSON, R.N.

PREPARED UNDER THE SUPERINTENDENCE OF
THE LATE
SIR C. WYVILLE THOMSON, Knt., F.R.S., &c.
FELLOW PROFESSOR OF NATURAL HISTORY IN THE UNIVERSITY OF EDINBURGH
DIRECTOR OF THE CIVILIAN SCIENTIFIC EXPLORING EXPEDITION
AND NOW OF
JOHN MURRAY
ONE OF THE NATURALISTS OF THE EXPEDITION

A SUMMARY OF THE SCIENTIFIC RESULTS
FIRST PART
(WITH APPENDICES)

Published by Order of Her Majesty's Government
1895

JOHNSON REPRINT CORPORATION JOHNSON REPRINT COMPANY LIMITED
111 Fifth Avenue, New York, N.Y. 10003 Berkeley Square House, London, W.1

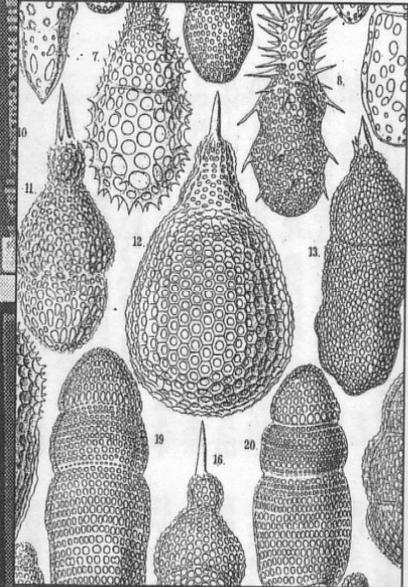


図0.2 チャレンジャー号 (左) とチャレンジャーリポーター大英帝国軍の軍艦であったチャレンジャーVI (2306 排水量) 施された。チャレンジャーリポーターは、J. マレーの編集した記録 (2 巻) と調査結果概要 (3 巻) を除く 45 巻は、すべて学術論文である。採集された生物標本は、最も適した各々のスケッチである。[左: チャレンジャーリポーター, 調査

世界周航航海のために、さまざまな改造を全 50 巻にまとめられた。このうち、航海資料ならびに海洋動物学と海洋植物学に関する研究が行われた。右下は第 18 巻の放射虫類の復刻版、東海大学海洋学部図書館所蔵]

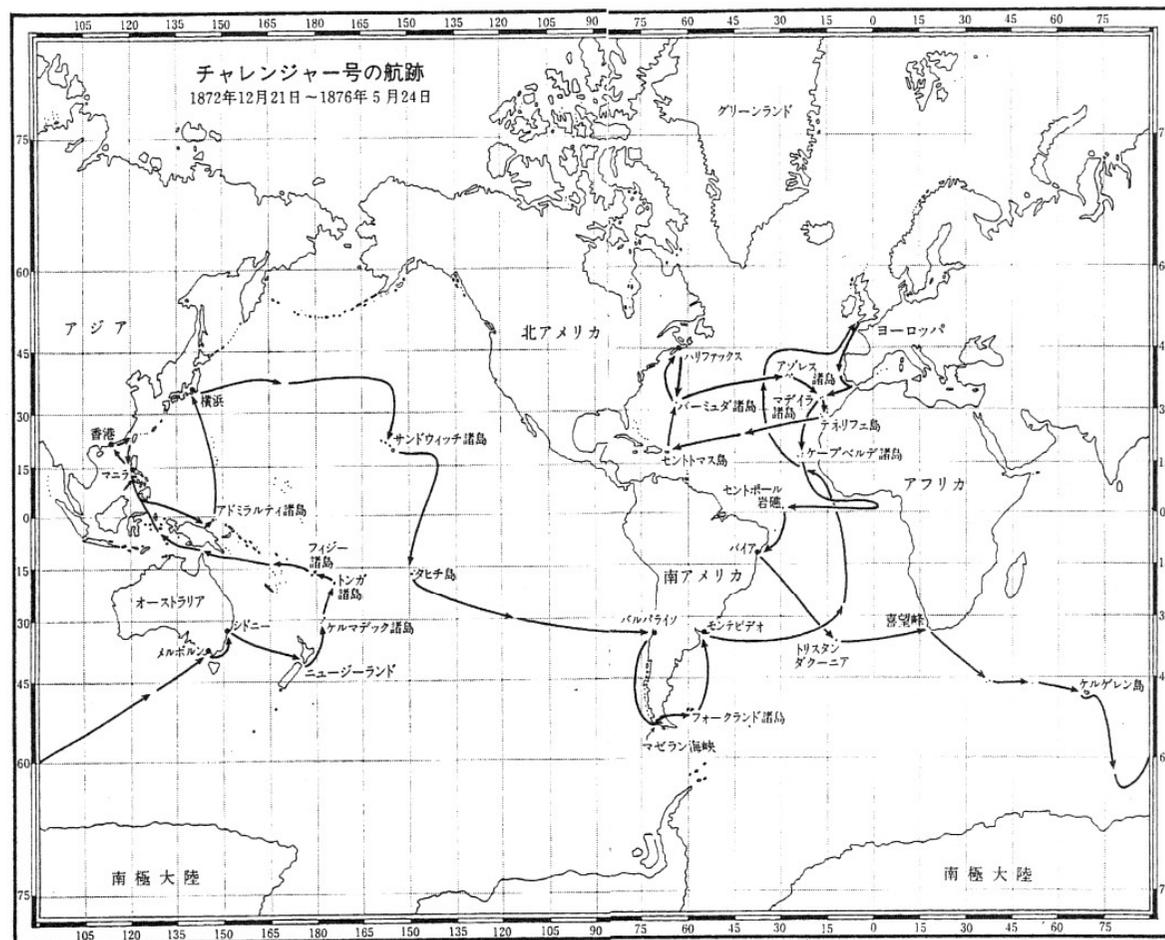
(出典: 豊田恵聖監修、東海大学海洋学部編、改訂 宇宙から深海底へ、図説海洋概論、講談社サイエントク)
(中央下カコミ: Challenger Report の中表紙)

HMS Challenger号の概要と科学調査隊

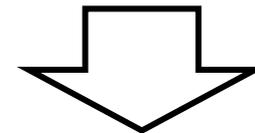
- 英国海軍コルベット艦(帆船時代末期にみられたフリゲート艦より小型の航洋艦)調査船というより観測艦との呼称が適切か。
 - 排水量:2,306トン、長:220ft、幅:30ft、1,234馬力2筒補助蒸気機関搭載、通常は三本マストで帆走。前装式滑腔砲 20門等装備。
 - 乗員構成
 - ・艦長 (Commanding Officer) : Captain George S. Nares
 - ・乗員(Crew) : 士官・水兵 (Officers & Sailors) 237名 + 科学調査員 (Naturalist) 6名
- 科学調査隊長 (Scientific Director) : Charles Wyville Thomson
- 隊員 (Naturalist) : John Young Buchanan
John Murray
Henry Nottidge Mosley
Rudolph von Willemoes-Suhm
John James Wild(隊長秘書兼画家)

(参考)日本の官庁所属の海洋調査船の呼称:気象庁・海洋気象観測船、海上保安庁・測量船、水産庁・漁業調査船、海上自衛隊・海洋観測艦

HMS Challenger号の世界一周航海



1872年12月21日
ポーツマス港を出港



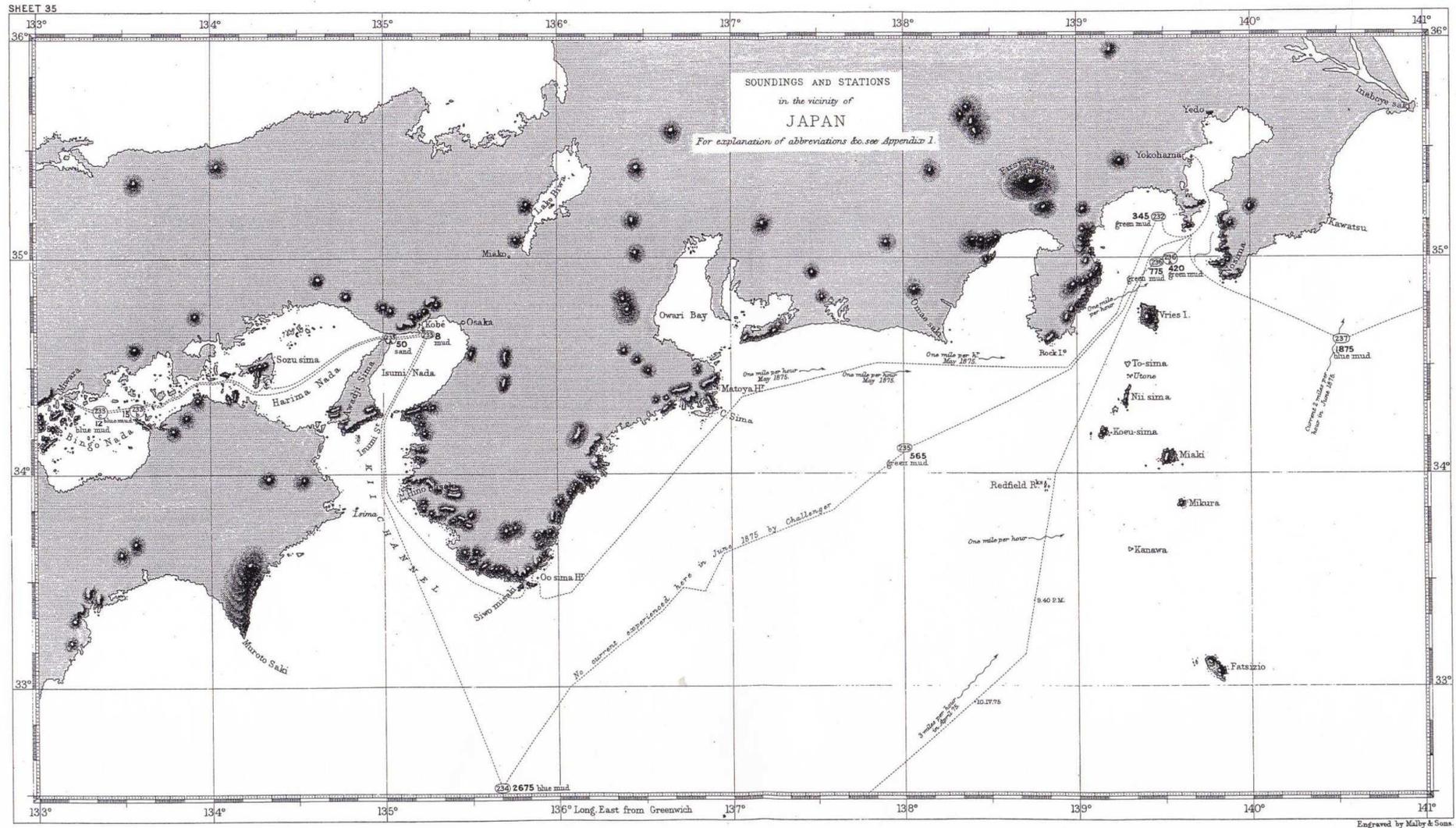
1876年5月24日
同港に帰港

1880年—1895年
Challenger Report
刊行、全50巻
(近代海洋学の礎)

図0.4 チャレンジャー号の航跡

チャレンジャー号は1872年12月21日にポーツマス港を出港し、大西洋を南下、南極海域からオーストラリア・ニュージーランドなどを經由して日本に寄港。太平洋を横断し1876年5月24日に帰港した。調査海域は、北極海を除くおもな海洋すべてに及ぶ。〔西村三郎、チャレンジャー号探検、中央公論社（1992）〕

HMS Challenger号の日本周辺海域での 海洋観測活動の航跡図



(出典: Challenger Report, Narrative, Vol.2, 1895, より直接コピー)

HMS Challenger号の日本周辺海域での 海洋観測活動等・経過(1875〔明8〕年)

- 4.11 横浜入港、4.・ 海軍水路寮の柳櫓悦権頭ら同号視察
- 4.26-5.3 横須賀港へ回航。横須賀造船所で船体補修
- 5.12 江戸湾を離れ、太平洋岸を南下し、瀬戸内海へ
- 5.13 相模湾内で観測(No.232)
- 5.14 紀伊半島の大島港着
- 5.15- 同、出港。神戸沖で観測(No.233)、明石海峡で観測(No.233a)
備後灘で観測(No.233b)、備後灘の西方で観測(No.233c)
- 6.2 神戸港を出て横浜港へ向かう
- 6.3 横浜港への帰途、潮岬沖太平洋上で観測 (No.234)、同、
遠州灘沖太平洋上で観測(No.235)、同相模湾で観測(No.236)
同、相模湾、三浦半島寄り観測(No.236a)
- 6.5 横浜港着
- 6.10 駐日英国公使パークス、艦長らで明治天皇に拝謁
- 6.・ 離日前に船上パーティ、観測作業のデモ紹介
- 6.16 横浜港出港、サンドイッチ諸島(ハワイ)へ

(注:Challenger Report、次頁掲出の②③の資料等をもとに作成)

《主要文献・資料》

- ①西村三郎、チャレンジャー号探検:近代海洋学の幕開け、中公新書1101、1992年10月15日、全264頁

日本での出来事紹介は②③の翻訳が主。

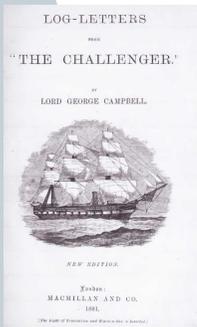
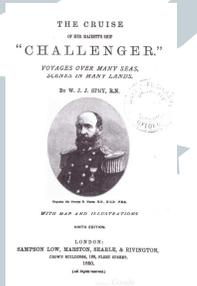
- ②THE CRUISE OF HER MAJESTY SHIP
“CHALLENGER”, by W.J.J.SPRY,R.N., 1880,全393頁

②③は乗員らによる航海日誌や紀行文
等で滞日中の出来事を詳しく記載。

- ③LOG-LETTERS FROM “THE CHALLENGER”
by Lord George Campbell, 1881, 全560頁

- ④F.V. ディキンズ、高梨健吉訳、パークス伝:日本駐在
の日々、東洋文庫429、平凡社、1984年1月10日、全
371頁

第13章:七十年代の新日本(1874-77)
pp.232-243、にChallenger号の記載なし



《問題意識》

○“現代の法制度”から見れば、HMS Challenger号による日本周辺海域における海洋観測活動は「領海内における外国船舶による海洋科学調査」

→上記の捉え方は、あくまで、現代の視点からの解釈であって、19世紀の当時は今日のような主権平等の時代ではなく、七つの海を支配する大英帝国の艦艇が、開国したばかりの日本へ立ち寄っての観測活動であり、また、今日の海洋科学調査(MSR)という概念もなかったと考えられる。そこで、ここでは次のような問題意識をもって研究してみることにした。

1. 当時の明治政府とChallenger号との間で、海洋観測活動に関する折衝はなされていたか？
2. その前後の時期は、明治政府にとって、海洋を巡る状況はどのようなようであったか？

1. 当時の明治政府とChallenger号との間で、海洋観測活動に関する折衝はなされていたか？

1-1. 横須賀造船所での船体補修に関する折衝はどうであったか？(②③で同造船所を絶賛)

→文書等の存在を確認できず。(横須賀市教育委員会)

1-2. Challenger号の海洋観測については、どのような折衝をしたか？

→文書等の存在を確認できず。(国立公文書館／外務省外交史料館)

1-3. 天皇拝謁は明治政府の招聘か？

→艦長らが明治天皇に拝謁したが、これは英公使パークスの要請を許可したもの。(国立公文書館史料等)

1-4. 海軍水路局幹部Challenger号視察の経緯は？

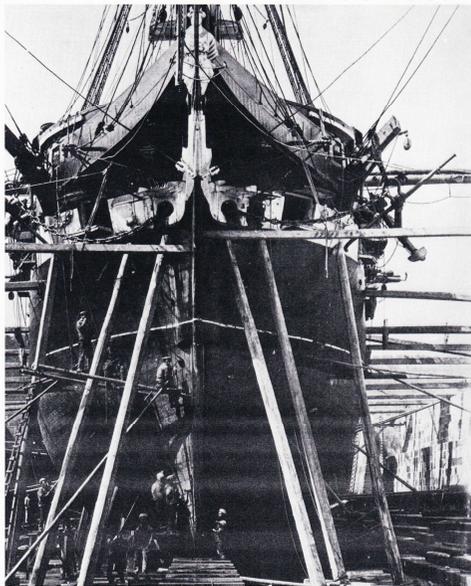
→海軍水路寮(当時)幹部が横浜港の同号を視察。

1-1: 横須賀造船所での船体補修に関する折衝はどうであったか？ ＜横須賀市役所への問い合わせ／それに対する回答＞

【問い合わせ内容】(2020年4月6日)

Challenger号は横浜寄港時に同船を回航して横須賀造船所で修繕工
事をしたわけですが、同船側と造船所側の折衝記録が残っていれば、
是非、入手したいのです。修繕内容の技術的な面もさることながら、
事務手続きに関する相互のやり取りの書類、文書、資料等(document)
が残っていれば、教えていただきたいのです。

【横須賀市】1875年5月のHMS Challenger号の横須賀造船所における
工事等について 5月27日(水)



(図出典: The Voyage of the
Challenger, 1972, p.210)

ります。

誠に申し訳ございません。横須賀市役所文化振興
局です。

お寄せいただいた件について、回答いたします。

お尋ねいただいた資料等について、当市博物館・有識者にも確
信が、残念ながら情報がありませんでした。お待ちい
ただき、誠に申し訳ございません。

引き続き、お気軽にお問合せください。

1-2(1): Challenger号の海洋観測活動についての折衝は？

＜国立公文書館への問い合わせ／それに対する回答(1/2)＞

【問い合わせ内容】(2020年7月20日)

1875(明治8)年、英国の調査船HMS Challenger号が、世界一周探検の一環として日本に立ち寄り、横浜を起点に相模湾や東瀬戸内海の海洋調査をしました。(中略)当時の駐日英国大使パークスも間に立って、明治政府との折衝をしたはずなのですが、その時の折衝や届け出、許認可等に関する記録や文書等を確認したいのです。なお、パークス大使ともどもChallenger号の艦長らが明治天皇にも拝謁していますので、その関係の資料も入手したいと考えています。

【国立公文書館の回答(1)】(2020年9月8日)

お世話になっております。国立公文書館でございます。

お問合せをいただきました、標記の件につきまして、回答いたします。

○チャレンジャー号と明治政府の、海洋調査に関する折衝や届け出、許認可等に関する記録や文書等について当館所蔵資料中に、該当文書は確認できませんでした。

○明治天皇の賜謁については、チャレンジャー号の日本滞在期間が明治8年4～6月ですので、公文録の目録から、該当する時期の資料を確認していったところ、下記の資料がございました。

件名 英公使国書捧呈謁見伺並同国海軍士官兩名同行参内伺

URL <https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000100557.html> 11

(続) : Challenger号の海洋観測活動についての折衝は？ ＜国立公文書館への問い合わせ／それに対する回答(2/2)＞

【問い合わせ内容】(2020年10月26日)

国立公文書館 業務課 利用係 御中

「チャレンジャー号と明治政府の、海洋調査に関する折衝や届け出、許認可等に関する記録や文書等について当館所蔵資料中に該当文書は確認できませんでした。」とのことでしたが、当たっていたいただいた貴館所蔵資料のリストを提供いただければ有り難いです。

【国立公文書館の回答(2)】(2020年10月27日)

過去にレファレンスを受けた資料につき、当館では次のように検索いたしました。

○当館デジタルアーカイブでのキーワード検索

- ・「Challenger号」「チャレンジャー号」
- ・「調査船」
- ・「海洋 調査」
- ・「英 船 調査」
- ・「英 船 明治8年」
- ・「英国軍艦」
- ・「チャルエンデル」(日本語での船名)
- ・「パークス」

以上につき、検索の結果、当館には該当する資料がないと判断いたしました。

1-2(2): Challenger号の観海洋測活動についての折衝は？ 《外務省外交史料館館への問い合わせ／それに対する回答》

【問い合わせ内容】(2020年9月18日)

1875(明治8)年、英国の調査船HMS Challenger号が、世界一周探検の一環として日本に立ち寄り、横浜を起点に相模湾や東瀬戸内海の海洋調査をしました。これは、現代で言えば、領海内における外国船舶による海洋科学調査です。

当時の駐日英国大使パークスも間に立って、明治政府との折衝をしたはずなのですが、その時のChallenger号と明治政府の同海洋調査に関する折衝や届け出、許認可等に関する記録や文書等を確認したいのです。

なお、パークス大使ともどもChallenger号の艦長らが明治天皇にも拝謁しています。その関係の資料は国会図書館および国立公文書館にて入手いたしました。(中略) その国立公文書館からの返事では、明治政府との間のやり取りに関する資料や記録は見つからなかったため、以降は外務省外交史料館等に問い合わせてください、とのことでした。

という訳でして、もし貴史料館に関連資料や記録があれば、お邪魔して閲覧させていただき、コピーを入手したいと考えています。もちろん、必要な経費については喜んで負担するつもりをしています。

【外務省外交史料館の回答】(2020年9月24日)

ご照会の件につきまして、以下ファイルを探してみましたが該当しそうな史料は見当たりませんでした。このたびは、お役に立てずに申し訳ございません。

3.6.3.14 航路開設関係雑件 第1～7巻

3.6.4.24 航路関係情況報告 第1・2巻

3.6.4.28 外国航路調査一件

3.6.4.37 航路関係雑件 第1～3巻

3.6.5.13 外国船舶不開港場寄港及沿岸航海許可通牒雑纂 第1～8巻

3.6.5.25 外国船舶不開港場二寄港関係雑件

3.6.5.28 測量関係雑件

5.1.8.2-1 各国艦船帝国領水内二寄港関係雑件 英国ノ部 第1・2巻

5.1.8.22 各国軍艦移動報告 第1・2巻

5.1.8.39 英国支那艦隊横浜来航一件

5.1.8.41-2 各国艦隊週航関係雑件 英国ノ部

5.1.8.46 外国軍艦各国訪問関係雑纂

5.1.8.57 各国艦船籍関係雑件

5.1.10.1 外国海軍測量関係雑件

5.1.10.5-2 各国陸海軍情況報告雑纂 露英ノ部

5.1.10.10-2 軍事調査及報告雑件 本邦ノ部

5.1.10.10-3 軍事調査及報告雑件 外国ノ部

6.4.3.1 謁見記

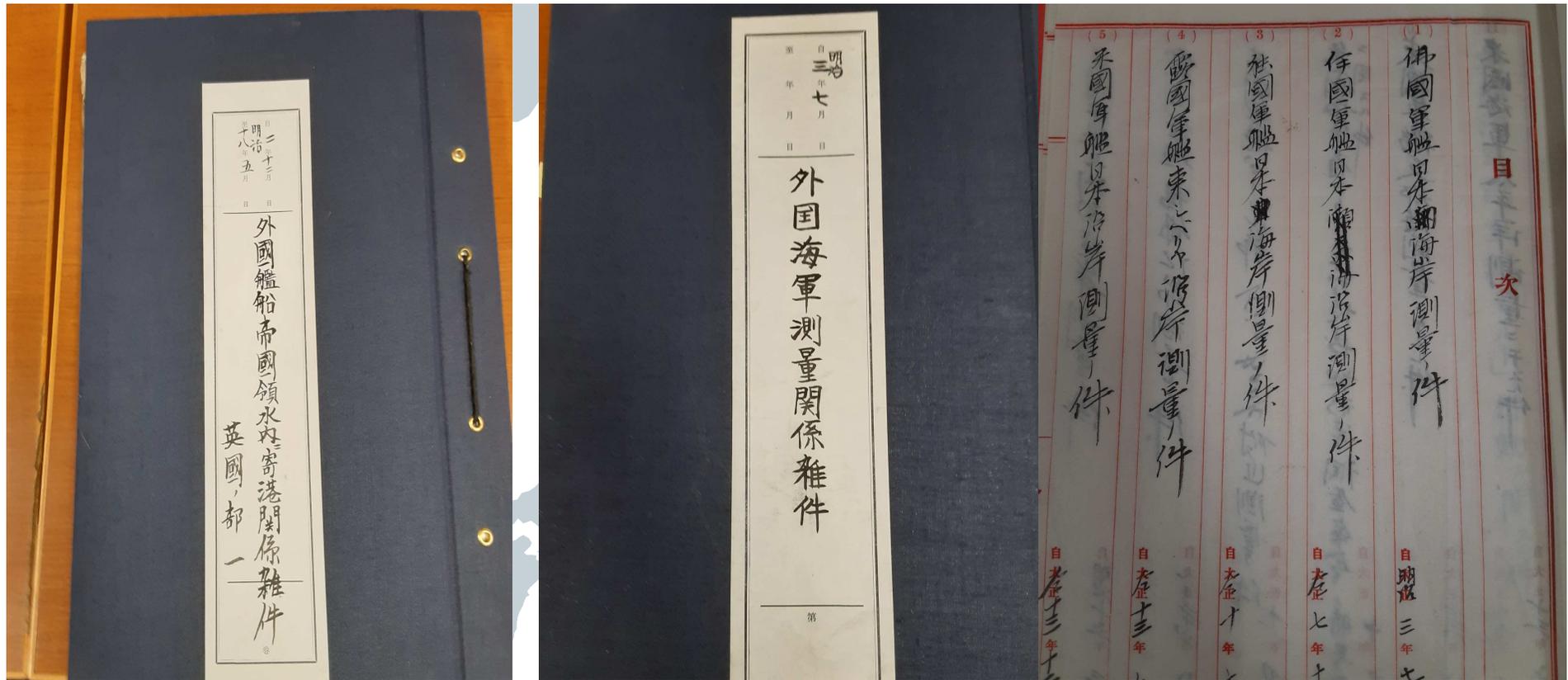
6.4.3.2 各国公使水師提督貴族御雇外国人等参朝ノ節勅語勅答並公使等言上奉答

6.4.3.18 本邦皇族へ外国人謁見雑件附新任外国代表者我皇族へ謁見並大臣へ名刺配布ノ件

6.4.4.2-2 外国人ノ来朝関係雑件 英国人之部 第1、2巻

同館を11/6に訪問して
全体を閲覧し、特に、
太字の文献をチェック
した。(次頁参照)

1-2(3): Challenger号の海洋観測活動についての折衝は？ ＜外務省外交史料館の所蔵資料の閲覧結果＞



左：「外国艦船帝国領水内寄港関係雑件：英国の部 一」
にChallenger号の記載なし。

中・右：「外国海軍測量関係雑件」には、仏(M3)・独(M7)・
伊(M10)・露(M13)・米(M15)の艦船寄港はあるものの、
英Challenger号の記載はなし。

1-4. 海軍水路局幹部のChallenger号視察の経緯は？

「当時の水路寮幹部の柳大佐と相浦中佐がChallenger号を4月に視察している。」との記事あり。しかし、それが同号側からの公的な招待等によるのかどうかは判然としない。

(出典1: 朝尾紀幸、観測機器が伝える歴史《12》 — チャレンジャー・レポート、(財)日本水路協会「水路」No.159、平成23年10月号、p.29)

(出典2: 大島章一、海底地形調査の歴史と現状、地学雑誌、109(3)、pp.475、2000)

(出典3: 佐藤敏、水路寮のお雇い外国人、海洋情報部研究報告第57号、平成31年3月28日。本論文では、柳、相浦とともに、水路局雇用のモーティマー・オサリバンなる外国人も同行と、「水路部沿革史」の記載内容を紹介している。



海軍水路局は1871(明4)年の創設。1872(明5)年水路寮に、そして1876(明9)年に再び水路局となり1886(明19)年に海軍水路部となった。

したがって、Challenger号来日当時は、水路寮であり、柳樞悦大佐の肩書は、水路権頭。

初代海軍水路局長・柳樞悦(やなぎ・ならよし)

(出典:海上保安庁パンフレット)

2. その前後の時期は、明治政府にとって、海洋を巡る状況はどのようなようであったか？

2-1. 領海の設定

→ 普仏戦争中立宣言 (1870[明3])

2-2. 日露樺太千島交換条約 (1875[明8])

→ Challenger号の海洋観測と同一時期！

2-3. 海は国有地／海面国有化

→ 「地所名称区別」(1874[明7])

→ 「海面国有化」(1875[明8]、翌年撤回)

2-4. 英による水路局の海図作成支援受け入れ

→ 英測量艦Sylvia号 (1870[明3]～13年間)

2-1. 領海の設定→普仏戦争中立宣言(1870[明3])

布告 三年七月二十八日

今般季漏生佛蘭西兩國交戦ニ及候趣ニ付於我皇國ハ局外中立之儀堅可執守旨被 仰出候就テハ交易場ハ勿論海岸諸要區ニ於テ左之條々相心得不都合無之様可取計候事

一 局外中立之上ハ交戦之理非曲直ヲ品評致ス間敷文書上ハ勿論應接言辭之間專ラ注意可致事

一 港内及内海ハ勿論ニ候ハ共外海之儀ハ距離三里以内兩國交戦ニ及ヒ候儀ハ不相成尤軍艦商船共通行ハ是迄通差許候事

一 薪水食料等ニ關乏シ或ハ艱難ニ出逢ヒ我開港場ハ勿論不開港場へ來候右兩國之軍艦商船共今般之戰爭ニ關係無之分ハ兼而御布令之趣ニ基キ通例之手續ヲ以テ偏頗ナク給與可致候事

一 一方之軍艦我港内へ進口致シ他方之軍艦追來雙方共一港内ニ入込候節ハ先入之船出帆後二十四字内ハ後入ノ艦出帆不相成候儀ニ付差止可申事

一 一方之軍艦我港内へ進口致シ他方之軍艦我港口迄追來待受候體相見候節ハ右船帆影相消候迄ハ港内ニ先入之船退帆不相成候事

一 我港内ニテ交戦ニハ不及候共兩國船艦分捕之姿相見候ハ、差止可申候事

一 交戦國之軍艦大洋中ニテ接戦ニ及ヒ敗北之餘帆檣等毀損シ我港内へ遁込候節ハ其船艦乗込人員并兵器等悉ク此方へ爲引渡再度戦地へ赴キ候事ハ不相成雙方平和相成候迄預リ置可申但病人瘡者養生之儀ハ不苦候事

中島四郎へ達 同日

當分小艦隊指揮被仰付候條橫濱港ヲ守衛シ且東海ノ海岸兼護可致事

中牟田倉之助へ達 同日

當分小艦隊指揮被仰付候條長崎港ヲ守衛シ且西海ノ海岸兼護可致事

但至急同港へ罷越龍驤艦へ乗組可申事

兵部省へ達 同日

小艦隊指揮三人別紙ノ通被仰付候間此旨相達候事

兵部省へ達 三年七月二十七日

今般局外中立被仰出軍艦手配可致ニ付テハ左ノ條々可相心得事

一 諸港内并諸灣内海ハ勿論周圍ノ外海島嶼岬角ヨリ以外三里ハ我所轄ト相心得可申事

一 右場所ニテ交戦ニ及ヒ候儀ハ固ク可相禁若相背候ハ、兵威ヲ以テ差止可申尤其顛末委曲不取敢可何出事

一 甲ノ軍艦我港内ニ進口イタシ乙ノ軍艦追付來雙方共一港内ニ入込候節ハ甲ノ軍艦退帆後二十四字相立帆影相消候迄乙ノ軍艦退帆不相成儀ニ付若相背キ候節ハ兵威ヲ以テ差止可申尤其顛末委曲不取敢

置可申事

一 我所轄内ニ於テ戰備ヲ整へ出帆致シ候儀ハ不相成儀ニ付其管轄府藩縣ヨリ差止可申管ニ候得共若右號令相背キ出帆ニ及ヒ候節ハ兵威ヲ以テ差止可申事

一 双方交戦ノ御兵威ヲ以テ差止候節務テ偏頗ノ處置無之様可致事

一 右規則中兵威ヲ用ユヘキ場合ニ及ヒ候節ハ其地方官ヨリ差止候テ不服ノ段報知有之候ハ、其上ニテ處置ニ可及事

右條々篤ト遂商請向地方官ト打合隨機不都合無之様可致候若他日御國難ヲ醸候テハ不相成候間尙相漏候箇條モ候ハ、相伺可申事

辨官ヨリ外務省へ達 三年七月二十八日

兵部省へ達書并府藩縣へ布告書別紙ノ通ニ候間御達申入候也

布告 三年八月二十九日

今般季佛蘭西兩國交戦ニ及候處於皇國ハ局外中立ニ付開港場并ニ海岸諸要區心得之條々先般御布告相成候趣更ニ左之通り御決定相成候事

一 港内及ヒ内海ハ勿論ニ候ヘトモ外海之儀ハ凡三里陸地ヨリ凡以内兩國交戦ニ及候儀ハ不相成尤軍艦商船共通行ハ是迄通り差許候事

一 薪水食料等ニ欠乏シ或ハ艱難ニ出逢ヒ開港場ハ勿論不開港場へ來候右兩國之軍艦商船トモ兼テ御布令之趣ニ基キ通例之手續ヲ以テ偏頗ナク給與可致候事

一 雙方ノ軍艦港内へ進口致シ一方之船出帆後二十四字内ハ其一方ノ船出帆不相成候事

一 開港場内ニ兵士ヲ置軍艦帶泊其外海軍屯所差許置候國モ有之候ハ、共右ハ全ク平時港内在留之其自國商民保護之爲ニテ他國交戦之爲差許置候儀ニハ無之候ニ付右屯所平日ノ用事ノ外總テ右場所ヲ以テ其敵國ヲ伐之利ニ資ケ候儀ハ不相成候事

右: 太政官布告第492号、明治3年7月28日 (出典: 内閣記録局編、法規分類大全、外交門四 右=p.707、中=p.710、左=p.711)

中: 兵部省あて太政官達、明治3年7月27日

左: 7/28布告の改定、太政官布告第546号、明治3年8月29日

(左)兵部省あて太政官達(明治3年7月27日)

したがって、Challenger号来日時、明治政府は領海に関する認識はあったと考えられる。

(注目点)

・いずれも三里との記載(3海里ではない)

<国立公文書館からの連絡>

・普仏戦争中立宣言(1870)

「普仏交戦ニ関シ局外中立ヲ布告シ艦隊ヲ編制ス」(太00056100)

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000830284.html>

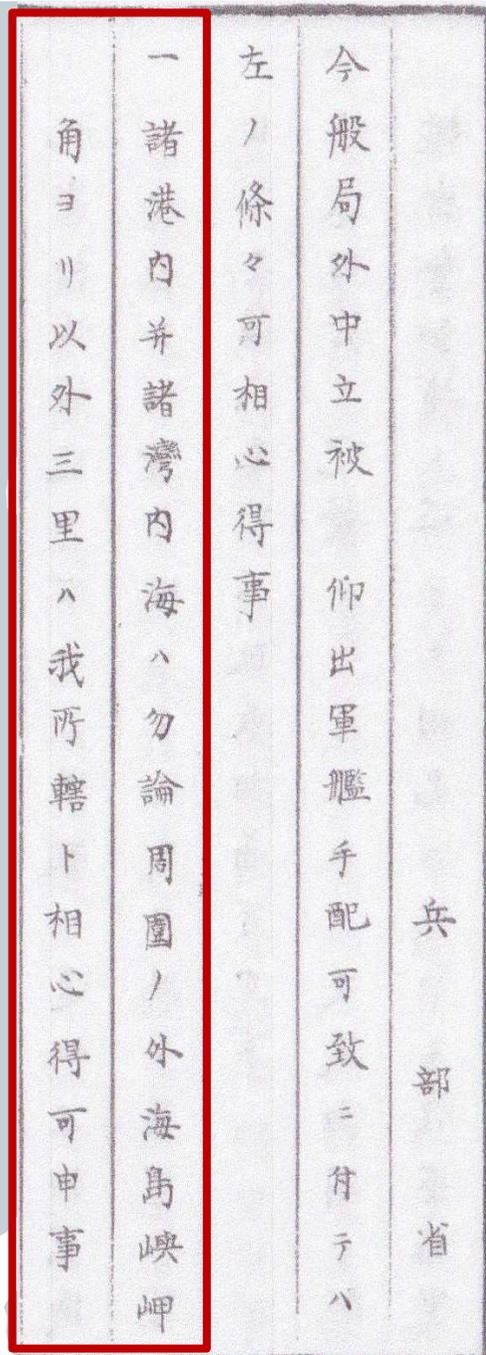
「普仏戦争ニ付局外中立ノ儀数条」(公00369100)

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000074051.html>

太政官が中立宣言について、国内の関係部署に伝達した記録が中心。

・3海里領海宣言(1872)

こちらについては、添付していただいた資料に「太政官達」とありましたが、該当する太政官達の件名が判然としないため、確認できません。



(出典:国立公文書館所蔵資料)

2-3. 海は国有地／海面国有化

→「地所名称区別」(1874[明7]) <海は国有地>

「地所名称区別細目」(1876[明9])

→「海面国有化」(1875[明8]) 借区制: 翌年撤回

1874(明7) 太政官布告「地所名称区別」

第三種官有地

＝山岳丘陵林藪原野河海湖沼沢溝渠堤塘道路田
畑屋敷等其他民有地ニアラザルモノ

1875(明8) 太政官布告第195号(12月19日)

従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノ為メ所用致居候者有之候処右ハ固ヨリ官有ニシテ本年2月第23号布告以後ハ所用ノ権無之候条従前ノ通所用致度者ハ前文布告但書ニ準シ借用の儀其管轄庁へ可願出此旨布告候事

※各地で漁業者が猛反対し、1876(明9)太政官達第74号(7月19日)で、漁業の旧慣を再確認(海面国有化・借区漁業制度を放棄)

「地所名称区别」(太政官布告第120号、1874[明7])

「海面国有化」(太政官布告第195号、1875[明8])(翌年撤回)

官用地
官院省使寮司府藩縣廳裁判所警視廳
陸海軍陸軍營其他政府許可ノ所
用ノ地
第三種 地券ヲ發セシ地租ヲ課セス區入費ヲ賦セサ
ルヲ法トス
但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時ハ其間借地料
及ニ區入費ヲ賦スヘシ
一 山岳丘陵林藪原野河海湖沼池澤溝渠堤塘道路田
畑屋敷等其他民有地ニアラサルモノ
一 鐵道線路敷地
一 電信架線柱敷地
一 燈明臺敷地
一 各所ノ舊跡名區及ニ公園等民有地ニアラサルモノ
十二月十九日
第百九拾五號
從來人民ニ於テ海面ヲ區畫シ捕魚採藻等ノ所ノ所用
致居候者モ有之候處右ハ固ヨリ官有ニシテ本年二月第
貳拾三號布告以後ハ所用ノ權無之候條從前ノ通用
致度者ハ前文布告但書ニ準シ借用ノ儀其管轄廳ニ
可願出此旨布告候事
第貳百十五號
沿海府縣
捕魚採藻等ノ所ノ海面所用ノ儀ニ付今般第百九十
五號ヲ以布告候ニ付テハ右借用願出候者ハ調査ノ上
差許其都度内務省ニ可届出此旨相達候事
十二月十日
但是迄當分ノ收税致來候分ハ其税額ヲ以借用料ニ
引直可申事
四十一
太政官布告

2-4. 英による海軍水路局の海図作成支援受入れ →英国測量艦Sylvia号(1870[明3]~13年間)

Sylvia号の1875年の海洋測量航海

(下記出典によれば694トン。L:166ftB:28ft。750トンとする資料もあり)

1875

a. HMS SYLVIA, Captain St John

A 4224	SQ	m = 3.0	Oo Sima Hr. Additions & Kami se Rk (HO plan 356)
A 4873	10 B	m = 1.8	Owasi Bay to Mura Hr
A 4874	7 B	m = 3.9	Simonoeki Strait and approaches
A 4875	SE	m = 2.0	Matoya Hr to Irako Saki including Toba Ko
A 4876	SE	m = 3.1	Isami Strait
b.			
A 7971	Jf 1	m = 12.0	Fatchiou Hr J. C. Prendered

(出典:L.N. Pascoe, O.B.E. The British Contribution to the Hydrographic Survey and Charting of Japan, 1854-1883、水路研究論文集、(財)日本水路協会、昭和47年3月、p.377)

同じ英国艦同士だが、Challenger号とSylvia号との接点については不明。

HMS Challenger号の日本周辺海域での海洋観測とその前後の海洋を巡る状況

1870
(明3) 太政官布告：普仏戦争中立。
英艦Sylvia号、海軍水路局の海図作成支援業務に着手。(以降、13年間)

1872
(明5) 東京・ロンドン海底ケーブル開通。(岩倉視察団出発)
海軍水路局、水路寮に改称。日本初の海図「陸中国釜石港之圖」刊行。
12.21 Challenger号ポーツマス港を出港、世界一周探検へ。

1874
(明7) 太政官布告：地所名称区別(海は国有地)

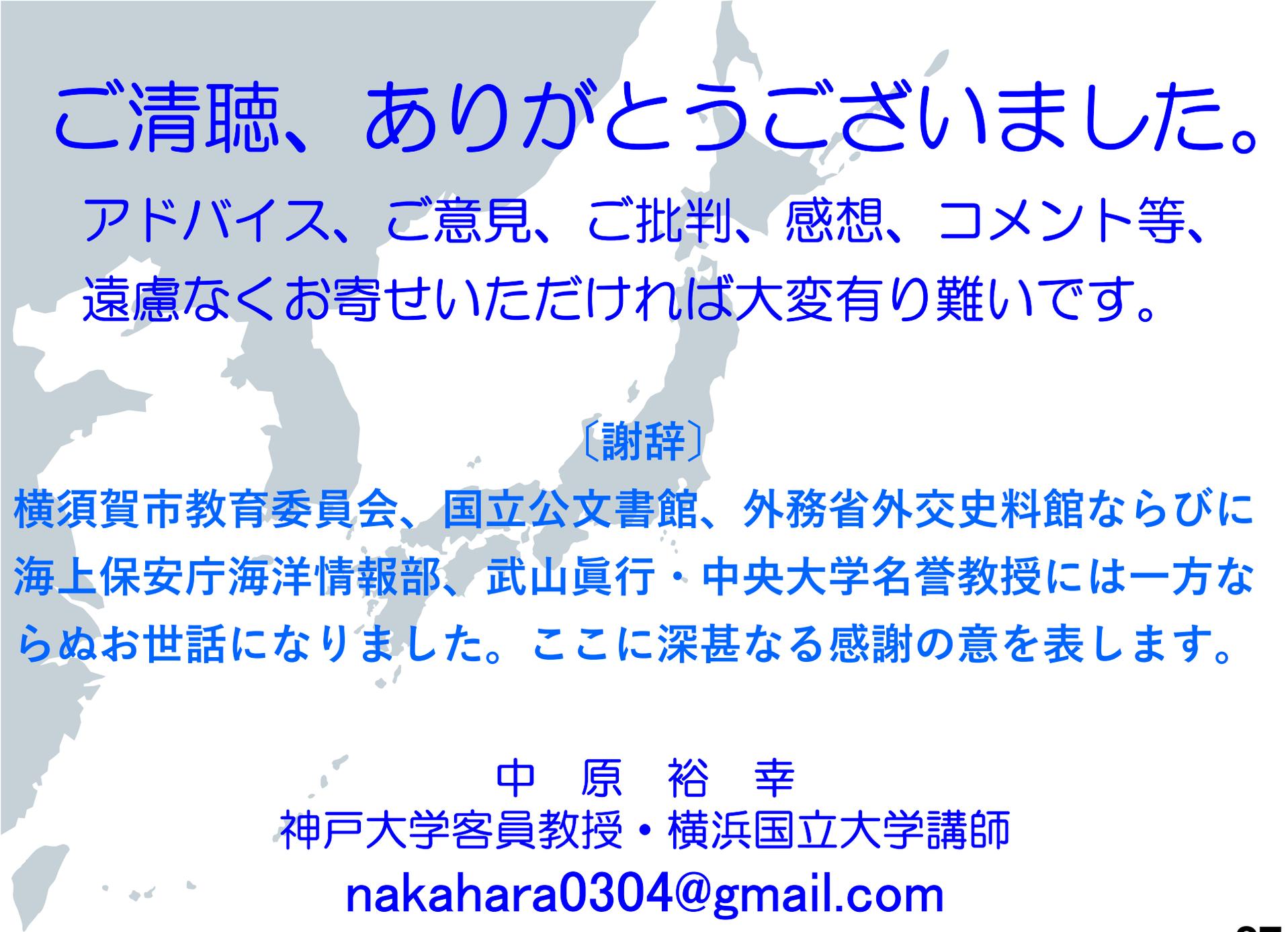
1875 (明8)	4.11 横浜入港	4.・・・海軍水路寮幹部、同艦視察
	4.26-5.3 横須賀造船所で船体補修工事	
	5.~6月 相模湾、東瀬戸内海で海洋観測活動	5.7 樺太千島交換条約の内容を明治天皇に報告
	6.5 横浜港着	
	6.10 駐日英国公使パークスとChallenger号艦長他、明治天皇に拝謁	
	6.・・・ 船上パーティ、観測作業のデモ紹介	
6.16 横浜港出港、サンドイッチ諸島へ		

1876
(明9) 太政官布告：海面国有化・借区制導入(海面利用料制度)
海面国有化(借区制導入)、撤回
海軍水路寮、水路局の名称に戻る。

5.24 Challenger号、ポーツマス港へ帰港

中間とりまとめ

1. 当時の明治政府とChallenger号との間で、海洋観測活動等に関する折衝はなされていたか？
 - 横須賀造船所での補修工事に関する文書のやり取りは不明。
(1860年咸臨丸が米サンフランシスコのメアアイランド海軍造船所で修繕工事をした際、経費を米国側が負担した前例あり)
 - 明治政府とのやり取りを示す文書・史料を現在見出せてない。
(大英帝国の艦艇がわざわざ海洋観測活動に関する文書等の交換などはしていない可能性？) (英国側文献・史料調査、未着手)
 - 明治天皇拝謁は日本政府の側から招聘したものではない。
 - 海軍水路局幹部による同号視察の経緯は判然としない。
2. その前後の時期は、明治政府にとって、海洋を巡る状況はどのようなであったか？
 - 領海については認識していたと推測される。
 - 樺太千島交換条約が同時期に締結された。
 - 海は官有地、海面国有化(翌年撤回)等の国内施策に取組。
 - 海軍水路局の海図作成支援の英艦Sylvia号との接点は不明。



ご清聴、ありがとうございました。

アドバイス、ご意見、ご批判、感想、コメント等、
遠慮なくお寄せいただければ大変有り難いです。

〔謝辞〕

横須賀市教育委員会、国立公文書館、外務省外交史料館ならびに
海上保安庁海洋情報部、武山眞行・中央大学名誉教授には一方な
らぬお世話になりました。ここに深甚なる感謝の意を表します。

中原 裕 幸
神戸大学客員教授・横浜国立大学講師
nakahara0304@gmail.com